

小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

平成30年 3 月 5 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 7 号

小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を
改正する条例

小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例（平成6年小田原
市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条の3（見出しを含む。）中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第2成田・桑原地区地区整備計画区域の項中「別表第2（を）項第7号」を「別
表第2（わ）項第7号」に改め、同表三の丸地区地区整備計画区域の項及び中里地区地
区整備計画区域の項中「第130条の9の3」を「第130条の9の5」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。